

規定の適用に際しては、通称認定の意義を前提として判断すべきであり、選挙人は通称認定された「しげる」を使用している「山崎<sup>やまざき</sup>しげる」を意識して「しげる」と記載したと判断できるので、機械的にあん分すべきでない主張している。

- (2) 公職の候補者の戸籍名が漢字である場合、名を平仮名で記載した投票は有効であると解されているため、漢字の名を平仮名とする通称認定を受けていないことをもって、「しげる」と記載された5票は本件当選人への投票ではないと判断することはできない。

また、先に述べたとおり、「しげる」と記載された5票は、選挙人が申立人に投票する意思をもって投票したものか、又は本件当選人に投票する意思をもって投票したものか、投票の記載自体からは判別できない。

よって、「しげる」と記載された5票は法第68条第1項第8号に該当し、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効というべきであるが、法第68条の2は、同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載したものを有効とし、これをその他の有効投票数に応じてあん分するものと規定している。

- (3) 本件選挙においては、申立人と本件当選人の戸籍名は「茂」で読みは「しげる」と同一であり、「しげる」と記載された5票は、法第68条の2の規定の適用を受けることから、市委員会がこれらの票をあん分票とした処理は適正である。

- (4) したがって、「しげる」と記載された5票はすべて申立人への投票の意思を表しており、あん分すべきではないという申立人の主張は認められない。

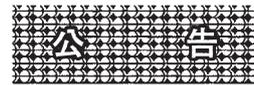
以上のとおり、申立人の審査申立てには理由がなく、異議の申出に対する市委員会の決定は正当と認められるので、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成21年11月17日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

選挙管理委員会



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年11月24日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

- 1 申請のあった年月日  
平成21年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いいた元気塾
- 3 代表者の氏名  
久保田 秀彦
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市桜町2丁目47番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、フリースクールの運営を中心に、学校に行けない、行かない子ども、及びその保護者、在日外国人などに対して、広く相談に応じ、基本的な学習、進学、就労、生活習慣の習得などの援助に関する事業を、特定の思想や信条に左右されることなく行い、社会的自立を援助することで、社会に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年11月24日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

- 1 申請のあった年月日  
平成21年11月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人触育・水引を結ぶ会
- 3 代表者の氏名  
園部 三重子
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市鼎名古熊2577番地14
- 5 定款に記載された目的

この法人は広く一般に対して、水引を結ぶ楽しさを伝え、水引の理解と振興を図るため、水引講座、水引検定等を行い水引文化の発展に寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年11月24日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

1 申請のあった年月日

平成21年11月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人英語119

3 代表者の氏名

藻谷 ゆかり

4 主たる事務所の所在地

東御市八重原915番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、英語を学ぶ人や教える人に対して、英語教育に関する事業等を行い、英語でのコミュニケーション能力の向上と国際相互理解に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成21年11月24日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-21第 20924号	有限会社三友建設	鈴木 鈴男	須坂市大字野辺1989-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成21年8月4日	平成21年7月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 539号	株式会社シーアールティ	中澤 征志郎	長野市若里5-5-38	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（電気通信工事業）の取消し	平成21年8月4日	平成21年8月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

平成21年11月24日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ伊那店

伊那市西春近2692-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ギガス

愛知県弥富市綱浦町東前新田41-1

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ケーズデンキ伊那パワフル館

（変更後）ケーズデンキ伊那店

4 変更した年月日

平成21年5月2日

5 届出年月日

平成21年10月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年11月24日から平成22年3月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

般-17第 7092号	旭建設株式会社	小山 貴志夫	佐久市中込1819-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業及び造園工事業)の取消し	平成21年 8月6日	平成21年7月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-17第 7092号	旭建設株式会社	小山 貴志夫	佐久市中込1819-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年 8月6日	平成21年7月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-18第 305号	株式会社坂本組	坂本 毅	諏訪郡富士見町落合9984	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成21年 8月6日	平成21年7月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 3700号	株式会社丸金 奥原工務店	奥原 金充	松本市大字芳川村 井町255-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成21年 8月6日	平成21年8月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 1837号	株式会社金沢 工務店	金沢 稔	上田市天神2-3-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、左官工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年 8月7日	平成21年7月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-17第 7092号	旭建設株式会社	小山 貴志夫	佐久市中込1819-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成21年 8月7日	平成21年8月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-19第 3300号	中野土建株式会社	藏谷 伸一	中野市西2-5-11	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成21年 8月11日	平成21年7月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 12713号	有限会社篠田 組	篠田 秀人	下高井郡野沢温泉 村大字平林1317-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成21年 8月11日	平成21年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 22591号	中澤建築	中澤 亮二	上田市本郷1546-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成21年 7月31日	平成21年7月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-16第 22608号	有限会社カクニ	林 克比古	南佐久郡川上村秋山912-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年 8月11日	平成21年7月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 9000号	佐藤住建	佐藤 比津雄	北佐久郡軽井沢町大字長倉4732-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成21年 8月17日	平成21年7月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 20039号	株式会社井上興業	井上 明美	諏訪郡下諏訪町943-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業、鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業)の取消し	平成21年 8月17日	平成21年7月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 22596号	ライツ建築研究所有限公司	今井 義幸	上田市生田3566	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し	平成21年 8月14日	平成21年7月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 11087号	大信土建	竹内 利夫	大町市大町1480	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年 8月20日	平成21年8月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-20第 23472号	日栄ライナー株式会社	水野 秀一	松本市大字新村2280-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工事業及び塗装工事業)の取消し	平成21年 8月20日	平成21年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-19第 2818号	北澤土建株式会社	北澤 純一	上田市武石沖471-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成21年 8月21日	平成21年8月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 21363号	佐藤板金	佐藤 交一	諏訪郡下諏訪町清水町4488-49	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業及び板金工事業)の取消し	平成21年 8月21日	平成21年8月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 15407号	有限会社箕輪開発	藤原 利己	上伊那郡箕輪町大字中箕輪1439-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成21年 8月21日	平成21年8月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 9883号	株式会社北野	太田 喜八郎	北安曇郡小谷村大字中小谷丙2071-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成21年 8月21日	平成21年8月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-17第 7423号	庫昌土建株式会社	宮坂 光治	諏訪郡下諏訪町社 145-1	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業 (建築工事業、大工工事 業及び管工事業)の取消 し	平成21年 8月26日	平成21年8月6日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-18第 500号	株式会社黒澤 組	黒澤 和彦	南佐久郡小海町大 字千代里3162	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (管工事業)の取消し	平成21年 8月26日	平成21年8月12日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
特-18第 500号	株式会社黒澤 組	黒澤 和彦	南佐久郡小海町大 字千代里3162	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業 (造園工事業)の取消し	平成21年 8月26日	平成21年8月12日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-18第 23097号	株式会社エス ワーク	足立 修一	塩尻市大字広丘堅 石2146-504	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、鋼 構造物工事業、舗装工事 業、しゅんせつ工事業及 び水道施設工事業)の取 消し	平成21年 8月26日	平成21年8月20日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-20第 1094号	日本総合建設 株式会社	美谷島 寿一	長野市大字栗田 350-5	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (管工事業)の取消し	平成21年 8月26日	平成21年8月12日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-17第 22956号	有限会社杉浦 建材工業	杉浦 進	千曲市大字小島 2825	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (屋根工事業、タイル・ れんが・ブロック工事業 及び内装仕上工事業)の 取消し	平成21年 8月26日	平成21年7月31日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-16第 21017号	有限会社豊電 工	降幡 信吾	安曇野市豊科光 1472	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (消防施設工事業)の取 消し	平成21年 8月27日	平成21年8月3日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-18第 4007号	株式会社本久	加藤 章	長野市桐原1-3- 5	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (機械器具設置工事業) の取消し	平成21年 9月1日	平成21年8月31日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
特-19第 499号	丸子建設株式 会社	下村 悦子	上田市腰越1523	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業 (土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび・ 土工工事業、石工事業、 屋根工事業、管工事業、 タイル・れんが・ブロッ ク工事業、鋼構造物工事 業、舗装工事業、しゅん せつ工事業、塗装工事業、 内装仕上工事業、造園工 事業及び水道施設工事業) の取消し	平成21年 9月1日	平成21年8月28日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。

般-17第 4890号	吉野工務店	吉野 四郎	小諸市大字八満757	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成21年9月1日	平成21年8月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 4287号	湯澤建工	湯澤 勝	駒ヶ根市飯坂1-4-38	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成21年9月1日	平成21年8月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-16第 564号	株式会社吉田建設	吉田 永一	千曲市大字戸倉1903	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年9月7日	平成21年8月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 1679号	共和建設株式会社	野本 勉	長野市三輪1-2-13	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成21年9月7日	平成21年9月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-19第 1679号	共和建設株式会社	野本 勉	長野市三輪1-2-13	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(左官工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業及び建具工事業)の取消し	平成21年9月7日	平成21年9月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 8854号	株式会社宮地組	宮地 利明	木曾郡大桑村大字須原1609-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業及び造園工事業)の取消し	平成21年9月7日	平成21年8月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 16922号	株式会社マルク	土屋 善實	北佐久郡軽井沢町大字長倉2750	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び管工事業)の取消し	平成21年9月7日	平成21年9月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 22604号	寿建設工業有限公司	菊池 睦彦	南佐久郡南牧村広瀬436-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成21年9月7日	平成21年8月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 23310号	渡辺特殊土木	渡辺 澄男	飯田市上郷飯沼844-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成21年9月7日	平成21年9月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-20第 10300号	株式会社三信建設	山田 康雄	北佐久郡軽井沢町大字長倉2479	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業)の取消し	平成21年 9月14日	平成21年9月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 22676号	豊後建設	今川 敏	上伊那郡南箕輪村田畑5178-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年 9月14日	平成21年9月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-17第 8785号	株式会社山本組	山本 由美子	安曇野市豊科光1308	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成21年 9月14日	平成21年9月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 9500号	南信測機株式会社	棚田 隆	飯田市松尾寺所7340-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成21年 9月14日	平成21年9月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 19999号	第一化成株式会社	岡田 啓	松本市野溝木工1-6-44	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成21年 9月14日	平成21年9月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 10266号	有限会社竹花工務所	竹花 文夫	佐久市蓮田385-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年 9月17日	平成21年9月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 618号	株式会社早川組	早川 正記	大町市大町4376	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建具工事業)の取消し	平成21年 9月17日	平成21年9月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 19163号	有限会社オザワ技建	小澤 正直	佐久市下小田切75-12	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年 9月18日	平成21年9月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 12915号	株式会社高坂商会	北原 孝二	伊那市山寺1589	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及びしゅんせつ工事業)の取消し	平成21年 9月24日	平成21年9月16日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-18第 15368号	有限会社三和設備	今村 雄二	諏訪市大字中洲4853	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成21年9月25日	平成21年9月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 22630号	有限会社アーキシュ	根岸 一喜	上田市中央北3-5-28	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成21年9月25日	平成21年9月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 2212号	有限会社宮澤組	宮澤 正志	下伊那郡松川町生田8233	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成21年9月29日	平成21年9月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 1554号	株式会社丸美商会	栗林 義雄	下高井郡山ノ内町大字平穩4045-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成21年9月29日	平成21年7月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 1554号	株式会社丸美商会	栗林 義雄	下高井郡山ノ内町大字平穩4045-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年9月29日	平成21年7月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 21083号	株式会社長野建材	谷口 整一	東御市432	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成21年9月29日	平成21年9月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 10845号	有限会社信濃ビケン	南山 和也	長野市稲里町田牧1638-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成21年9月30日	平成21年9月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項において準用する同法第73条第1項の規定により、次のとおり建築協定の変更を認可しました。

平成21年11月24日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

## 1 認可申請者

駒ヶ根市赤穂14392番地43

赤須ヶ丘タウン建築協定 協定者代表 太田雅明

## 2 建築協定の名称

赤須ヶ丘タウン建築協定

## 3 建築協定の区域

駒ヶ根市赤穂14392番地 8 外91筆

## 4 変更認可日

平成21年10月30日

建築指導課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年11月24日

長野県環境保全研究所長 牧野内 生 義

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品及び数量

有害大気汚染物質測定装置一式

## (2) 物品の特質

仕様書によります。

## (3) 納入期限

平成22年3月12日（金）

## (4) 納入場所

長野市安茂里米村1978

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市安茂里米村1978

長野県環境保全研究所安茂里庁舎 企画総務部

電話 026 (227) 0354

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年12月17日（木） 午後1時30分

イ 場所 長野県環境保全研究所安茂里庁舎 3階研修室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年12月10日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

水大気環境課